

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
東松山市大字下野本字中原一 三二一番一四地先から東松山 市五領町一六番九地先まで	東松山市大字下野本字久保原 一五八九番六地先から東松山 市五領町一六番九地先まで	区 間
一七・九〇～三五・〇〇	二九・六五～五五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一四一〇・〇〇	九一九・〇〇	延 長 (メートル)
一般国道四百七号の区域 変更と同時告示		備 考